

「情報セキュリティ アドバイザリーボード ITS セキュリティ検討グループ」  
開催要綱（案）

1. 趣旨

本検討グループは、「情報セキュリティ アドバイザリーボード ワーキンググループ」の下に設置される検討グループとして、主に 700MHz 帯の周波数帯を用いた車車・路車間通信のセキュリティ及び安全運転支援システムのセキュリティ管理に関する基本方針と機能要件の策定等の ITS のセキュリティ上の事案について、より専門的な観点から助言を得ることを目的として開催する。

2. 名称

本検討グループは、「情報セキュリティ アドバイザリーボード ITS セキュリティ検討グループ」と称する。

3. 構成及び運営

- (1) 本検討グループの構成員は、別紙 1 のとおりとする。
- (2) 本検討グループには主査を置くこととし、主査は構成員の互選により定める。
- (3) 主査は本検討グループを運営する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。
- (5) 主査は、上記のほか、本検討グループの運営に必要な事項を定めることができる。
- (6) 本検討グループの議事及び資料の取扱いについては、別紙 2 のとおりとする。

4. 庶務

本検討グループの庶務は、情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室及び総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室が共同で行う。

「情報セキュリティ アドバイザリーボード ITS セキュリティ検討グループ」  
構成員（案）

（敬称略、五十音順）

秋山 由和 一般財団法人道路システム高度化推進機構 常務理事  
 伊藤 寛 一般財団法人日本自動車研究所 ITS 研究部 主席研究員  
 伊吹 明彦 株式会社デンソー 情報開発センター DP-V2X 室 担当次長  
 大和田 徹 株式会社日立製作所 横浜研究所エンタープライズシステム研究部  
 主任研究員  
 古原 和邦 独立行政法人産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門  
 制御システムセキュリティ研究グループ 研究グループ長  
 佐藤 恒夫 三菱電機株式会社 鎌倉製作所 IT システム部 専任部長  
 里村 昌史 株式会社本田技術研究所 四輪 R&D センター 第 12 技術開発室  
 第 3 ブロック 主任研究員  
 先進安全自動車 (ASV) 推進検討会 次世代通信利用型システム検討 WG リーダー  
 菅沼 英明 トヨタ自動車株式会社 IT・ITS 企画部 ITS 開発室 担当課長  
 瀬川 邦生 マツダ株式会社 R&D 技術管理本部 開発調査部 主幹  
 高橋 理 富士重工業株式会社 スバル技術本部 電子商品設計部 主査 1 グループ  
 武村 浩司 パナソニック株式会社 R&D 本部 新規事業開発センター 事業開発推進室  
 次世代 ITS チーム 主幹技師  
 谷口 裕一 一般社団法人 UTMS 協会 研究開発委員会 路車協調システム分科会 安全運転  
 システム作業部会 SWG-D リーダー  
 中尾 康二 KDDI 株式会社 技術統括本部 運用本部情報セキュリティフェロー  
 独立行政法人情報通信研究機構ネットワークセキュリティ研究所 主管研究員  
 藤本 浩 日産自動車株式会社 電子技術開発本部 IT&ITS 開発部  
 ITS 開発グループ 主査  
 古田 茂 ルネサス エレクトロニクス株式会社 第二ソリューション事業本部  
 汎用第一事業部 プロダクトマネジメント第一部 第一課 担当課長  
 松本 勉 横浜国立大学 大学院 環境情報研究院 教授  
 盛合 志帆 独立行政法人情報通信研究機構ネットワークセキュリティ研究所  
 セキュリティ基盤研究室 室長

（オブザーバー）

警察庁交通局交通企画課

経済産業省製造産業局自動車課電池・次世代技術・ITS 推進室

国土交通省道路局道路交通管理課 ITS 推進室

国土交通省自動車局技術政策課

（事務局）

総務省情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室

総務省総合通信基盤局電波部移動通信課新世代移動通信システム推進室

## 議事及び資料の取扱いについて（案）

### 1. 議事について

本検討グループは、個別の情報セキュリティ対策情報等を扱うことから、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。

ただし、主査が認める場合については、公開とすることができる。

### 2. 資料について

本会で使用した資料については、個別の情報セキュリティ対策情報等を扱うことから、公開することにより、当事者又は第三者の利益を害するおそれがあるため、原則として非公開とする。

ただし、主査が認める場合については、公開とすることができる。